別表二十四の表中「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「46の①」又は平成23年改正前の別表二十(二)「１」）」を「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「44の①」又は平成23年改正前の別表二十(二)「１」）」に改める。

別表二十の十一の表中「連結法人税額（別表一の二㈠「４」＋「５」＋「７」－「11」－「43」）」を「連結法人税額及び連結復興特別法人税額（(別表一の二㈠「４」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」に改め、同表の記載要領第十一号中「別表十(九)」を「別表十(七)」に改め、同第四号を次のように改める。

４　租税特別措置法第68条の67第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

(1)　別表一の二(一)「10」の外書の金額を「連結法人税額及び連結復興特別法人税額（(別表一の二㈠「４」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」　(6)　の欄の上段に外書として記載すること。

(2)　「当期連結留保金額(1)＋(2)－(3)＋(4)－(5)－(6)－(7)」　(8)　の欄の記載に当たつては、上記(1)で外書きした金額を「(6)」に含めて計算すること。

別表二十の十一付表の表中「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として帰せられる金額」を「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として帰せられる金額及び復興特別法人税の減少額として帰せられる金額」に、「(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十五)「20」－別表六の二(十六)「４」」を「(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十五)「20」－別表六の二(十六)「４」」に、「肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額(別表十(九)「22」のうち帰せられる金額)」を「肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の(別表十(七)「22」のうち帰せられる金額)」に改め、同表の記載要領第十一号中「別表十(九)」を「別表十(七)」に改め、同第十号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として帰せられる金額　(6)」」を「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として帰せられる金額　(6)」」に、「金額を」を「金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。次号において「特別措置法」という。）第52条第１項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した同項に規定する復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額を」に改め、同第十一号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として帰せられる金額　(7)」」を「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として帰せられる金額及び復興特別法人税の負担額として帰せられる金額　(7)」」に、「金額を」を「金額及び特別措置法第52条第１項の規定により計算した同項に規定する復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額を」に改め、同第九号を次のように改める。

９　各連結法人において租税特別措置法第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第68条の15第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合又は同法第68条の67第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

(1)　「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　(8)」の欄の記載に当たつては、「別表一の二(一)「５」」の金額から、租税特別措置法第68条の９第11項の規定の適用がある場合には同条第１項から第３項まで又は同法第68条の９の２第１項若しくは第２項の規定により読み替えられた同法第68条の９第１項から第３項までの規定に係る部分の金額を、同法第68条の15第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、それぞれ控除して計算すること。

(2)　「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　(8)」及び「(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十五)「20」－別表六の二(十六)「４」　(11)」の各欄（第12号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、別表一の二(一)「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額をこれらの欄の上段に外書として記載すること。

(3)　「住民税額((8)又は(11)のいずれか多い金額)×20.7%　(12)」の欄の記載に当たつては、上記(2)で外書きした金額を「(8)」及び「(11)」に含めて計算すること。

別表二十の十一付表の記載要領に次の１号を加える。

12　「(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十五)「20」－別表六の二(十六)「４」　(11)」の欄は、連結親法人が租税特別措置法第68条の９第６項に規定する中小連結親法人に該当する場合にあつては、「(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－(別表六の二(四)付表一「４」＋「16」)－別表六の二(五)付表「11」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十四)「７」－別表六の二(十五)「20」－別表六の二(十六)「４」　(11)」と読み替えて計算した金額を記載すること。